

「（仮称）石狩市こどもの権利に関する条例の制定について」に関するパブリックコメント

1. パブリックコメント実施期間 令和6年8月1日（木）から令和6年8月31日（土）まで
2. 意見提出者 3 人
3. 意見件数 4 件

	意見の要旨	検討結果	検討内容
1	推進計画の調査結果の評価について、子ども子育て会議において行われるとのことであるが。法的な根拠を整理すべきではないか。		
2	検討委員として関わってきて今更なのですが、タイトルの～に関する～は必要ないと思います。 シンプルに～子どもの権利条例～で良いと思います。		
3	子どもの権利の普及啓発を行うとしています。周知促進のため、子どもの権利パンフレットを小学生向け（小学1～3年生向け、小学4年生以上向け）対象、年齢に応じたもの、大人向けパンフレットの作成配布 ・検討委員会を傍聴して委員の方の活発な意見を聞くことができました。この条例に盛り込まれていると思いました。 ・今後、この条例が施策に進められることを期待します。		
4	条例の名称「石狩市こどもの権利に関する条例」としてありますが、「関する」を入れたのですか。「石狩市子どもの権利条例」にできなかったのか		
5			

パブリックコメント（やさしいばん）について

1. パブリックコメント実施期間 令和6年7月下旬から令和6年8月31日（土）まで
2. 意見提出者 1,881人